

## 大阪市立中央区民センター及び大阪市立中央会館使用許可及び使用期間等にかかる取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市立中央区民センター及び大阪市立中央会館(以下「区民センター等」という。)の施設使用許可及び使用期間に關し、大阪市区役所附設会館条例及び大阪市区役所附設会館条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (使用許可の申請)

第2条 区民センター等の施設の使用の許可を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる事項を記載してこれを指定管理者に提出しなければならない。

(1)申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地)

(2)使用の日時

(3)使用の目的

(4)使用する施設及び付属設備

(5)入館者の予定人員

(6)その他指定管理者が必要と認める書類

2 前項の規定により申請した事項を変更するときは、あらかじめ所定の申請書にて指定管理者の許可を受けなければならない。

3 第1項の申請は、使用期日の6月前の日から受理するものとする。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、同日前においても受理することができる。

### (使用期間の制限)

第3条 区民センター等の施設の使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

### (使用許可の申請の優先)

第4条 指定管理者は、次の各項に掲げる使用については、第2条第3項ただし書に基づき、使用期日の6月前の日前であっても、使用期日の9月前を限度として優先して使用する申請(以下「優先使用」という。)を受理することができるものとする。

2 次の各号に掲げる使用であって、中央区におけるコミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進に直接寄与するものと認められるもの。

(1)大阪市が主催又は共催する事業を行うための使用

(2)区民センター等の指定管理者が主催又は共催する事業を行うための使用

(3)大阪市からの委託による事業を行うための使用

(4)地域振興、社会福祉、社会教育等に関する団体で、別表に定めるもの及びこれに準ずる団体が行う行事又は集会

3 公職選挙法に基づき、中央区選挙管理委員会が投開票又は選挙会を執行するための使用

4 行政機関及びこれに準ずる機関が中央区民を対象とした事業を行うための使用

( 使用期間の制限の解除 )

第 5 条 指定管理者は、前条第 2 項第 2 号並びに第 3 項及び第 4 項に掲げる使用があったときは、第 3 条に規定するただし書に基づき、引き続き 3 日を超えることができるものとする。

( 優先使用の申請 )

第 6 条 優先使用の申請については、第 2 条の定めにより、使用期日の 9 月前の日から 6 月前の日の前日までに指定管理者に提出しなければならない。

( 使用許可 )

第 7 条 指定管理者は、第 2 条及び前条の申請があったときは、当該申請の書類及び申請内容を審査し、許可すべきものと認めたときは、2 日以内に許可を決定するものとする。

( 優先使用内容の掲示 )

第 8 条 指定管理者は、第 6 条の申請があったときは、申請のあった日の 7 日以内の日から当該使用期日の 6 月前の日まで、区民センター等内に、使用日時、使用室名等を掲示するものとする。

( 使用権譲渡の制限 )

第 9 条 第 7 条の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用権の譲渡、又は他人に使用させてはならない。

附則

( 施行期日 )

この要綱は、平成 20 年 6 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、「6 月前」を「9 月前」に改正する規定は、平成 22 年 4 月 28 日から施行し、「3 月前」を「6 月前」に改正する規定は、平成 22 年 6 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 8 月 27 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成 25 年 1 月 25 日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

## 別表

中央区選挙管理委員会  
中央区地域振興会・中央区赤十字奉仕団  
大阪市コミュニティ協会中央区支部協議会  
中央区社会福祉協議会  
大阪府共同募金会中央地区募金会  
中央区民まつり実行委員会  
中央区未来わがまちフォーラム  
中央区政協会  
中央区民生委員児童委員推薦会  
中央区民生委員児童委員協議会  
中央地区保護司会  
中央地区更生保護女性会  
中央地区BBS会  
中央区更生保護協力会  
中央区人権啓発推進協議会  
大阪市企業人権推進協議会中央区支部  
社会を明るくする運動中央区推進委員会  
中央区PTA協議会  
中央区PTA協議会OB会  
中央区安全なまちづくり推進協議会  
中央区学校保健協議会  
大阪市中央区東医師会  
大阪市中央区南医師会  
大阪市中央区南医師会校医部会  
大阪市東歯科医師会  
大阪市南歯科医師会  
大阪市中央区東学校歯科医会  
大阪市中央区南学校歯科医会  
中央区東薬剤師会  
中央区南薬剤師会  
中央区東学校薬剤師会  
中央区南学校薬剤師会  
中央区老人クラブ連合会  
中央区遺族会  
中央区母と子の共励会  
中央区生涯学習区民会議  
中央区生涯学習推進員連絡会  
中央区地域女性団体協議会  
中央区体育厚生協会  
中央区スポーツ推進委員協議会  
中央区青少年福祉委員連絡協議会  
中央区青少年指導員連絡協議会  
中央区青年団体協議会  
中央区子ども会育成連合協議会

中央区視聴覚教育協議会  
中央区青少年育成推進会議  
中央区成人の日記念のつどい実行委員会  
中央区地域支援調整チーム委員会  
中央区子育て応援団  
中央区地域福祉アクションプラン推進委員会  
中央区身体障害者団体協議会  
大阪市手をつなぐ育成会中央区支部  
中央区献血推進員会  
中央区食生活改善推進員協議会  
中央区健康づくり推進協議会  
中央区公衆衛生協会  
中央区食品衛生協会  
都市環境研究会  
中央区花と緑のまちづくり推進委員会  
中央区内公園愛護会  
大阪市中央区商店会連合会  
中央区米穀連絡協議会東地区会  
東産業会  
南産業会  
東納税協会  
東納税貯蓄組合連合会  
南納税協会  
大阪南納税貯蓄組合連合会  
中央防火協力会  
東防犯協会  
東交通安全協会  
南防犯協会  
南交通安全協会  
「交通事故をなくす運動」中央区推進本部  
中央区地域保健推進協議会  
愛日地域活動協議会  
汎愛地域活動協議会  
浪華地域活動協議会  
北大江地域活動協議会  
中大江地域活動協議会  
南大江地域活動協議会  
玉造地域活動協議会  
桃園地区地域活動協議会  
桃谷連合地域活動協議会  
東平地区地域活動協議会  
金甌連合自治会  
渥美地区地域活動協議会  
芦池地域活動協議会  
御津地域活動協議会

大宝地域活動協議会  
道仁地域活動協議会  
高津地域活動協議会  
精華地域活動協議会  
河原地区地域活動協議会  
愛日地域ネットワーク委員会  
集英地域ネットワーク委員会  
中大江地域ネットワーク委員会  
南大江地域ネットワーク委員会  
玉造地域ネットワーク委員会  
桃園地域ネットワーク委員会  
桃谷地域ネットワーク委員会  
東平地域ネットワーク委員会  
金甌地域ネットワーク委員会  
渥美地域ネットワーク委員会  
芦池地域ネットワーク委員会  
御津地域ネットワーク委員会  
大宝地域ネットワーク委員会  
道仁地域ネットワーク委員会  
高津地域ネットワーク委員会  
精華地域ネットワーク委員会  
河原地域ネットワーク委員会